## 第5回戸籍システム検討ワーキンググループ 議事要旨

- 1 日 時:平成27年11月5日(木)16:00~17:57
- 2 場 所:法務省民事局会議室
- 3 出席者:安達座長,石井委員,遠藤委員,小澤委員,折笠委員,小松崎委員,酒 井委員,髙橋委員,髙柳委員,中村委員,平野委員,穂積委員,本間委員, 手塚オブザーバー
- 4 概 要:法務省から,配布資料に関する説明を行った後,自由討論が行われ,大 要,以下のような指摘等がされた。

## 【戸籍情報へのマイナンバー適用の範囲について】

- (現在の戸籍情報システムで使用している戸籍個人番号と除籍個人番号について)戸籍に載っている人が除籍になったときには、その人の戸籍個人番号というのはどうなるのか。
- ・ 戸籍が除籍になった場合は、当該除籍においては、従前と同じ番号を使用することになる。ただし、婚姻等により別の戸籍に異動した場合、その戸籍では別の番号が付くことになるので、現在の戸籍個人番号をそのまま個人を特定するユニークな識別子として利用することはできない。また、イメージ化除籍に付されている除籍個人番号は、紙の除籍をイメージデータ化するときに当該除籍の在籍者に新たに付けている番号である。

なお、戸籍個人番号等は単純にリレーショナルデータベースのキーとして使っているので、番号が変わっても市区町村の職員等がその番号で検索することはできない。

- ・ 戸籍個人番号というのは、市区町村ごとに付けるため、例えば、A市からB市に転籍をして、またA市に戻るというケースの場合、A市で付いていた番号とB市で付いていた番号は異なる。また、同じ人が再度A市に戻ったときも違う番号が付けられる。このように、同じ人でも違う番号が付くケースがある。
- 過去の経緯がなければ、戸籍情報の個人に関する部分には全部 I Dを付与した 方が合理的だと思うが、戸籍はそういう I Dではなく、文字で情報を表示し、 I Dのようなものは見えないようにしている。それを今後、変えていくという考え 方はあるのか。
- 戸籍情報システムにマイナンバーとの紐付けのための新たな番号を用意することは考えられるが、現状の整理としては、あくまでもシステムの内部的な処理のために利用するもので、それが外に出ていくことはない。
- マイナンバーとの紐付けのための番号を新たに付けた場合、当該番号は、個人 番号そのものには当たらないが、特定個人情報には含まれることになるであろう。
- ・ マイナンバーのIDというのは、個人を一つのエンティティと見て、それに対して、唯一無二の番号を振っているフラットな世界でやっている。戸籍の場合、 戸籍というものと戸籍内個人の番号という2階層モデルになっている。

戸籍内個人の番号の方をマイナンバーと紐付ける場合,戸籍の場合には,除籍や原戸籍といったレイヤーがあるので,そこの番号体系というものをどうするかというのも,一つの論点として検討する必要があるのではないか。

- 例えば、相続税の課税の関係で、被相続人の身分関係や相続人になり得る人の 範囲が知りたいといったときに、戸籍間の関係や戸籍に記載されている個人の関 係に関する情報連携のイメージはあるのか。
- ・ 特定の個人が在籍する戸籍を名寄せし、統合していくことによって、それらの 戸籍を遡っていくことはできると思うが、特定の個人の相続人が誰であるかとい うのを情報連携しようとすると、その人と違う戸籍に在籍していた人との相続関 係をどうやって証明するか、どのように確認していくかという、非常に難しい問 題となり、今後検討していかなければならない。
- ・ 相続等の手続では生まれた時点まで戸籍を遡って見ていくのが通常であり、そういうリンク構造を維持して、全国で分散してやっているのが、これまでの戸籍のシステムだった。それをまとめて、個人の過去の履歴を一度に見たいというときには、その目的に応じた構造を作るという作業が必要になり、具体的には、名寄せをして、別のレコードにあるものが本当に同一人物かということを判定して、戸籍という一人の個人が複数の箱に入っているものをつなげていくという作業が必要になる。個人的にはシステムを作るよりもそちらの作業のほうが、コストも、手間も、作業ミスも想定されるので、そこをきちんと把握して設計しないと、大変なことになると思う。今回の論点の一つは、それがどこまで可能で、どこを目指すべきかということになるが、その議論を積み重ねていくためには、現状をどう把握するかということが重要ではないか。
- イメージ化されたデータで、なるべくデータの追加作業はしないで、可能な限り利便性を高めていくという努力をするとなると、相続の際は、あと50年は手書きの戸籍等に遡って、いろいろやらなければいけないこととなるのか。
- ・ 見出しデータをうまく活用して、新たにマイナンバーと紐付ける番号を名寄せ して付けることができれば、中のデータはイメージでも、塊としては全部連なる ので、IDとして、どうやってつないでいくかという議論をしっかりするのが大 切ではないか。
- ・ キーとなるのは、イメージ化されたデータに付されている見出しデータがどの 程度使えるのか、というところ。これが使える範囲が広がれば広がるだけ自動的 に同一人を統合することが可能になってくる。
- ・ 名寄せは、いろいろ工夫してやったとしても、100%正確とはならないので、 間違いがある。仮に機械的に同一人を統合したとして、そのデータを直接個人に 見せるのではなく、窓口でスクリーニングして、内容が本当に間違っていないか というチェックをしたものを見せるというやり方も考えられる。
- 親子関係があったときに、必ず親は一つという前提が崩れると、問題になってくる。アルゴリズムでは、ツリーウォークと言うが、戸籍の箱があって、そこに人のファイルが入っており、それが、きれいにヒエラルキーになってさえいれば、あとは基本的にはツリーウォークで、基本的には相続人を紐付けることも可能と思われる。
- ・ 普通の養子縁組の場合,元の実親子関係がそのまま維持され,さらに養子との 関係がつながってくるので、親が一つとは限らない。
- ・ 例外があるとすると、システム的には、そこのところを特異点にして、例外処理という形で何らかの制御ビットを立てて、何らかの処理を付けるといった対処

が必要になってくる。

- 戸籍情報に、マイナンバーと紐付ける番号を振る際は、データを集約して、そ こで番号を一気に振ってしまうということを考えているのか。
- ・ 現状,各市区町村のイメージ化されたデータも含めて,副本データが集められているので,そこで番号を振るという方策もあるが,基本的には,新たな戸籍情報システムの形態がどうなるかによる。
- ・ 戸籍情報を統合すればするほど、プライバシーや個人情報の問題について議論 する必要が出てくる。特に全国民の身分関係の情報が集約され、番号を振って管 理するとなると、そこは現在の番号法の手当で足りるのか、というところも論点 として出てくるのではないか。
- 現状では、国民が直接、マイナンバーを使って自分の戸籍情報を入手するということは想定していないのか。
- ・ マイナンバーによる情報連携の場合,各省庁が行っている情報照会,提供を国 民が見られないという立て付けにはならないので,各情報を提供する中間サーバ ーに,戸籍情報も登録されることとなる。そうすると,マイナポータルの自己情 報表示という機能で,中間サーバー上の自分の戸籍情報は閲覧できる形になる。
- ・ 離婚をしたかつての配偶者等,戸籍を遡って出てくる情報について,どこまでが自己の情報かというものを定義可能なのか。マイナポータルで閲覧できる場合,自分の範囲内の情報ということが,はっきりしていなければいけないのではないか。
- ・ 自己の情報がどこまでかというのは難しいが、例えば、現状の戸籍制度では、 戸籍法第10条において、戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若 しくは直系卑属は、戸籍の謄本、抄本等を請求することができるというようにな っており、戸籍法第10条の2における第三者による戸籍謄本等の交付請求とは 区別されている。
- このワーキンググループの役割として、今まであるデータをきれいにしたり、 新しくしたり、あるいは、どのように移行するかの設計の方が大変で、その作業 量等について、システムの形態や方式による違いを見積もったりしないと、どの 方法を選ぶかという議論が現実的なものにならないのではないか。
- 各市区町村で保有しているデータの形式や紙での保存がどの程度あるのかといったこと等は、今後の調査で各市区町村の協力をいただきながら調べていき、その中でコストの関係もある程度の見積もりができるような段階になれば、本ワーキンググループでの知見等もいただきたいと考えている。
- ・ 古い戸籍には、結構間違いがあり、中には複本籍と呼ばれる、同じ人について、 二重に戸籍が作られてしまっている場合もある。そういったものの中には、どちらが正しい戸籍なのか分からないものもあり、その数というのが、実はよく分からない。個人的には、相当数あるのではないかと考えており、最終的には、戸籍訂正の裁判をして整理するため、処理に相当な時間がかかる場合もあることから、今後、予想される障害として、名寄せの際にそういった戸籍が多数出てきて、全体的な作業に支障を及ぼす可能性がある。

・ 戸籍事務については、休日以外は、止まってはいけないため、移行の条件はかなり厳しい。また、移行に当たって、一時的に作業が増えるという場合も対処が難しいので、そういったことも含めて、システムのデザインを考えていかなければならない。

以上